

「高額療養費制度」についてのお知らせ

高額療養費制度とは 69 歳までの方で、あらかじめ「限度額適用認定証」を申請し交付を受けていただき窓口に提示していただくと、医療費の患者負担額が軽減される制度です。但し当院では、提示された月から適応となります。

※全額をお支払いしていただいた後でも各保険者に申請が行えます。

「限度額適用認定証」について

【～69 歳まで】年収により 5 段階（ア～オ）の区分に分けられ、限度額が設定されています。

- ・申請窓口 国民健康保険：国民健康保険課、各区役所区民課
社会保険 : 各健康保険組合

【70 歳～】申請の必要はありません。但し、所得区分が「住民税非課税世帯」方は申請していただくことにより負担額が軽減されます。

- ・申請窓口 70～74 歳 : 加入している健康保険窓口
75 歳～ : 地域医療課医療給付担当、各保険福祉

極度額について

民法改正により、極度額を設定することが求められるようになりました。一定の金額の範囲で治療費等を将来にわたり保証していただく金額のことです。当院ではその額を 50 万円と致しました。

入院請求書発行について

入院の請求書は毎月 1 回（月末締め）で、発行させていただいております。

毎月 10 日頃、病棟に請求書が届き 1 階会計窓口でのご精算となります。

月 1 回 保険証の提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら 1 階受付窓口、入院係までお尋ねください。

令和 2 年 4 月